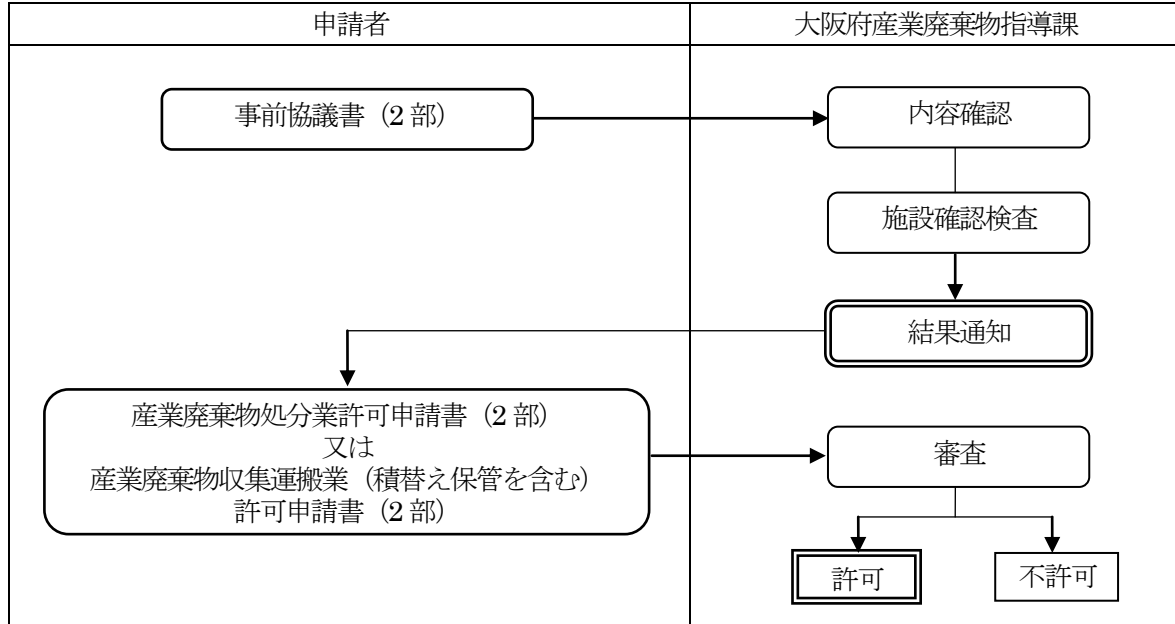


**産業廃棄物処分業
産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む）**

の許可更新手続き

大阪府 産業廃棄物指導課

1 手続きの流れ



2 主な許可要件

(1) 生活環境保全のための措置

- ・飛散及び流出防止
- ・悪臭発散防止
- ・騒音振動発生防止
- ・害虫等発生防止
- ・雨水流入防止
- ・粉塵等発生防止
- ・地下浸透防止
- ・汚水処理
- ・火災発生防止
- ・その他

(2) 欠格要件（許可申請書にて確認）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の欠格要件に該当しないこと。

(3) 講習会修了（許可申請書にて確認）

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが行う講習会を現行の許可の有効期間の満了日から起算して修了日が過去5年以内であること。

次の方が講習会を修了していることが必要です。

法人：代表者又はその業務を行う役員若しくは業を行おうとする区域に所在する事業場の代表者。

個人：当該者又は業を行おうとする区域に所在する事業場の代表者。

3 手続きの方法

事前協議書等のご提出にあたっては、下記お問合せ先にて日時予約のうえご来室ください。

4 お問合せ先

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 処分業指導グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階

電話 06-6941-0351（内線3826・3829）

FAX 06-6210-9569

事前協議書（更新用）の作成要領
（積替え保管を含む収集運搬業）

更新(積保)

- (1) 事前協議書本紙（様式第1号）、添付書類を下表の順にファイルに綴じてください。
- (2) 添付書類には、インデックスシールを貼ってください。
- (3) 提出部数は、正本1通・副本1通の計2通です。

添付書類		説明
1	生活環境保全のための措置 〈様式あり〉	作業工程（搬入・受入→積替え・保管→搬出）毎に記入
2	処理工程図	排出元業種、排出工程（建設工事等）、受入、選別方法、積替え、保管、品目別の搬出先名称（処理方法を併記）を記載
3	敷地内施設配置図	当該事業場について積替え場所、保管施設、環境保全施設、管理事務所（施設管理者の常駐建物）、公道からの進入路、出入口、計量器等を記載
4	施設図面	廃棄物を取り扱う全ての施設及び機器（環境保全施設を含む）について、平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書・保管形状図等を添付
5	積替え保管面積・容量計算書 〈様式あり〉	積降し及び積替え場所の面積、産業廃棄物の種類毎の保管面積及び容量を算出
6	帳簿の写し	業務において使用している帳簿の写し
7	点検記録簿の写し	業務において使用している保守点検書類の写し
8	社内組織図	連絡系統、部署名、役職名を記載
9	緊急時連絡体制図	社内、警察、消防、病院、労働基準監督署、その他事業所管官庁等への連絡系統・名称・電話番号を記載
10	積替え保管施設の掲示板記入例 〈様式あり〉	現在の許可内容の掲示板を記載
11	付近見取図	計画地周辺の住宅地図等に事業場位置をマーク
12	計画地及び近隣関係等一覧 〈様式あり〉	計画地とそれに隣接する土地の所有者・占有者、計画地の属する自治会及び排水の1次放流先（排水がある場合のみ）を記入
13	計画地付近の地籍図（公図）	提出前3ヶ月以内の原本（原本照合（窓口で原本提示の上その写しのみを提出）でも可）
14	計画地の土地・建物の登記簿謄本 （全部事項証明書）	
15	施設の使用権原を証する書類	（土地又は建物を賃借している場合）その賃貸借契約書又は所有者の使用承諾書であって、産業廃棄物収集運搬業の積替え保管場所に供することを記しているものの写し
16	現況写真	撮影年月を記し、撮影場所と方向を配置図に記入 事業場概観、看板、積替え場所、保管施設等
17	現行許可証の写し	当該更新に係る自らの許可証の写し
18	その他	委任状など